

弥富市第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の高齢化が急激に進行する中、本市における総人口は令和 2 年 4 月 1 日現在、44,491 人、高齢者人口（65 歳以上）は 11,490 人、高齢化率は 25.8%となっています。今後、総人口はゆるやかに減少に転じ、高齢者数が増加することで、高齢化はさらに進展していくと考えられます。

介護保険制度においては、いわゆる団塊の世代全てが 75 歳以上となる 2025（令和 7）年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を各保険者の実情に応じて深化・推進してきました。

また、2017（平成 29）年には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療及び介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずるなど、介護保険制度の見直しが行われました。

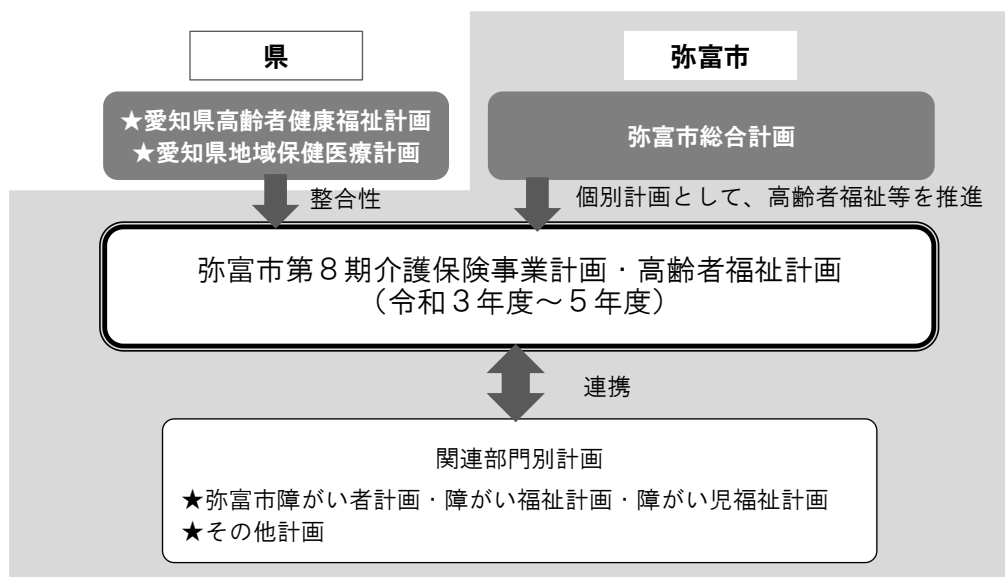
2025（令和 7）年が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040（令和 22）年に向け、総人口や現役世代人口が減少する中で高齢人口がピークを迎え、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

このような背景の中、このたび、令和 2 年度をもって、「弥富市第 7 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の計画期間が終了することから、より一層の「地域包括ケアシステム」の深化、施策の充実を図るとともに、高齢者福祉・介護施策の実施状況や効果を検証した上で、2025（令和 7）年、さらには 2040（令和 22）年を見据え、介護予防や生活支援の取組や地域への浸透を図るための指針として「弥富市第 8 期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

- 「介護保険事業計画」とは、介護保険法第117条の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、高齢社会に対応した施策に関する目標、介護サービス基盤の整備及び第1号被保険者の保険料の基礎となる計画で、3年を1期として策定するものです。
- 「高齢者福祉計画」とは、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられた計画で、地域における福祉サービスや高齢者に関する施策全般を策定するものです。
- 本計画は、上位計画である「弥富市総合計画」とともに、関連する「弥富市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」などの他の本市の計画と連携を図りながら、本市の高齢者福祉施策等を総合的に推進するためのものです。また国、県の指針や関係諸計画との整合性を図りながら策定するものです。

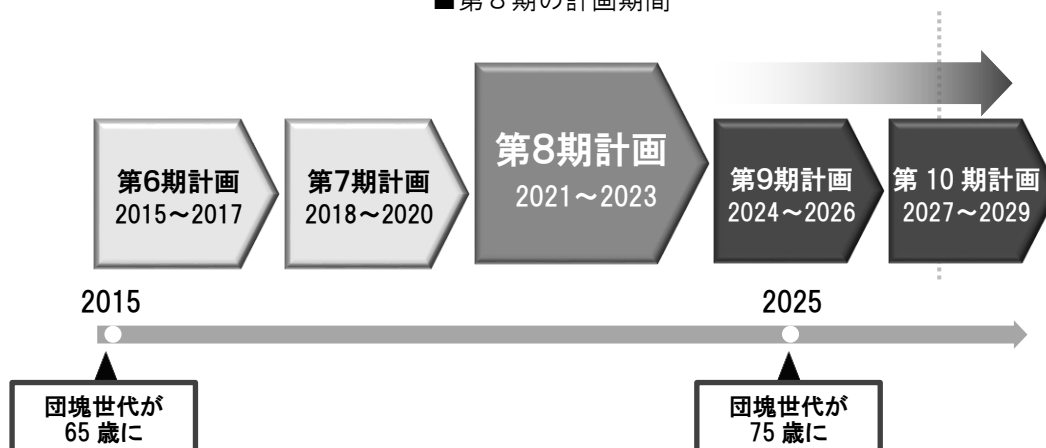
図 他計画との関連図



3 計画期間

本計画の計画期間は2021（令和3）年から2023（令和5）年までの3年間です。この計画をもとに3年間の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

■ 第8期の計画期間



4 国の基本指針に沿った計画の改訂ポイント

本計画は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）」に基づき見直しを行います。

なお、社会保障審議会介護保険部会において示された「第8期計画において記載を充実する事項」は次のとおりです。

① 2025・2040を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

➤ 2025年・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性(病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保)を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限(2023年度末)までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たって直近(2020年4月サービス分以降)のデータを用いる必要がある。

② 地域共生社会の実現

➤ 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

③ 介護予防、健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

➤ 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

➤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

➤ 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

➤ 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

➤ 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。
(一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。)

➤ 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

➤ PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化

➤ 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

➤ 整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

⑤ 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

➤ 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。)

➤ 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

➤ 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

➤ 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

⑦ 災害や感染症対策に係る具体的な取組を記載

- 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

資料：社会保障審議会介護保険部会（91回）参考資料2-1（令和2年7月27日）

5 策定の体制

本計画の策定にあたっては市民と行政及び事業者との協働により進めることが極めて重要となります。

そのため、まず始めに計画策定過程への参画の一環として、高齢者の生活実態や、介護保険サービス利用者の利用状況・利用意向などの基礎資料を得るために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を令和2年6月～7月に実施しました。

今後、上記調査の結果や国の基本指針を踏まえながら、被保険者、保健・医療関係者、福祉関係者、介護保険サービス事業者等で構成される「弥富市介護保険事業計画等策定委員会」において審議・検討を行います。

